

佐賀県規則第25号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(許可申請書の添付書類)</p> <p><u>第13条 法の規定による許可を申請する者は、当該申請書正副2通に、それぞれ省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(認定申請書の添付書類)</p> <p><u>第15条 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項、第4項若しくは第5項、法第68条の4第1項から第3項まで、法第68条の5第1項、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項、条例第22条ただし書、条例第23条ただし書、条例第24条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条第1項ただし書又は条例第28条の規定による認定を申請する者は、当該申請書正副2通に、それぞれ省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(許可申請書の添付書類)</p> <p><u>第13条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(認定申請書の添付書類)</p> <p><u>第15条 省令第10条の4の2第1項により規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書とする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(条例の規定による認定の申請及び通知)</u></p> <p><u>第15条の2 条例第22条ただし書、条例第23条ただし書、条例第24条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条第1項ただし書又は条例第28条の規定による認定を申請する者は、別記第15号様式による認定申請書正副2通に、それぞれ省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>正</p> <p style="text-align: center;">認定申請書</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>略</p> <p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>副</p> <p style="text-align: center;">認定通知書</p> <p>略</p>	<p>2 <u>知事は、必要があると認めるときは、前項の図書のほかに必要な図書又は書面の提出を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>知事は、第1項に掲げる規定による認定をしたときは、別記第16号様式による認定通知書に、第1項の認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>第15号様式（第15条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">認定申請書</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>略</p> <p>第16号様式（第15条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">認定通知書</p> <p>略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の建築基準法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。